

# 東京外国語大学課外活動共用施設 に関する取扱要項

〔平成13年 4月 1日〕  
制 定

改正 平成14年10月23日 平成16年 4月 1日規則第160号  
平成21年 3月31日規則第75号 平成24年 3月27日規則第77号  
平成26年 3月11日規則第15号 平成28年 3月25日規則第64号

(設置)

第1条 東京外国語大学に、学生の課外活動施設として東京外国語大学課外活動共用施設  
(以下「共用施設」という。)を置く。

(目的)

第2条 共用施設は、学生の課外活動の発展に寄与することを目的とする。

(管理運営責任者)

第3条 共用施設の管理運営責任者は、学長が指名する副学長とする。

2 共用施設の管理運営に関する基本的事項については、学生支援マネジメント・オフィス  
において審議する。

(事務)

第4条 共用施設に関する事務は、学生課において処理する。

(申合せ)

第5条 この取扱要項に定めるもののほか、共用施設の使用に関する申合せは、別に定め  
る。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 東京外国語大学課外活動共用施設使用規程(昭和55年1月21日)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成14年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成26年3月11日から施行し、改正後の東京外国語大学課外活動  
共用施設に関する取扱要項の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。